

平成 27 年第 18 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 11 月 24 日 (火)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室	
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午後 5 時 00 分
	閉 会	平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午後 5 時 48 分
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・池野博文・正山幸夫
	欠席委員	なし
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏
	生涯学習課長	佐々木昭三
	学校教育課長	片山豊和
	主幹	沖本直樹
	主幹	萩原英子
会議に付した事件及び採決結果	議案第 21 号	安芸太田町立学校設置条例等の一部改正について
	議案第 22 号	安芸太田町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習課 11 月・12 月行事予定 2 学校適正配置について 3 12 月補正予算について 4 コミュニティースクールについて 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について 	

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午後 5 時 00 分開会)

教育長)

ただ今より、平成 27 年第 18 回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。

大変お忙しい中、本日は 5 時からお集まりいただきありがとうございます。本年度第 18 回となっております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第 2、教育長報告

教育長)

それでは私から報告をさせていただきます。

(報告・協議資料 1 ページにより報告する。)

何かご質問等ございますか。

河野委員)

②の中学校英語暗唱大会の結果、加計中学校の 1 年生が県大会に出場すると聞きましたが名前を教えてください。

萩原主幹)

(学年、名前を報告する。)

日程第 3、議事及び報告・協議

教育長)

次に議事及び報告・協議に入らせていただきます。今日の議事の中で公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思ひますがいかがでしょうか。

清胤委員)

議案第 21 号安芸太田町立学校設置条例等の一部改正及び報告協議の 3、12 月補正予算案件については正案になる前の内部検討として報告を受け協議するものですから非公開が適当ではないかと思ひます。

教育長)

他にご意見はありませんか。それではお謀りします。議案第 21 号安芸太田町立学校設置条例等の一部改正及び報告協議の 3、12 月補正予算案件については公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数ということで本日の議題議案第 21 号安芸太田町立学校設置条例等の一部改正及び報告協議の 3、12 月補正予算案件については公開しないで審議するというので最後にさせていただきます。

それでは議案第 22 号安芸太田町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

議案資料 4 枚目をご覧ください。議案第 22 号安芸太田町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について、まず制定の理由を説明させていただきます。平成 27 年 4 月に施行されました子ども子育て支援新制度によりまして、町内の保育所、こども園、幼稚園は公立のため新制度に移行しておりますが、このたび本町への転入者が町外の私立の幼稚園に通園をしており、その幼稚園が新制度に移行していないため本補助金の交付が必要となりました。この補助金は通園をしている幼稚園を通して保護者に就園奨励費として保育料等の一部が戻されるものです。補助の対象となるのは町内に住所を有するものであって、私立幼稚園に在園する 3 歳児、4 歳児、5 歳児の保育料等の減免を行った当該幼稚園の設置者です。先ほども申しましたが、町内の保育所等は公立のため新制度に移行しており関係しません。今回は広島市の新制度に移行していない私立幼稚園が対象となります。当該園児は 8 月に転入されましたので 8 月から 3 月までの補助金を本町が交付をすることになります。そのための交付要領を定めるものです。

河野委員)

これは特別ということではなく、全国的な制度ですか。

沖本主幹)

国の制度です。新制度では初めから保護者の所得に応じた保育料等を納めることになっているのですが、新制度に移行していない私立幼稚園の場合では一律に収めた後で通園している幼稚園等から保護者へ就園奨励費としてお金が戻される仕組みとなっています。

池野委員)

幼稚園等から保護者に支払われるのですか。

沖本主幹)

そうです。そのもととなる補助金を自治体が幼稚園等に交付するという仕組みです。

清胤委員)

単純に本町の認定こども園等に通園してもらうことはできないのですか。

沖本主幹)

義務教育ではないので町が指定するのではなく、保護者が自由に選択できます。

河野委員)

こういう例は多くあるのですか。

沖本主幹)

町内在住の保護者が町外の旧制度の私立幼稚園に通園させた場合のみですので、きわめてまれなケースだと思います。

清胤委員)

だいぶ前に近所の方が広島市の幼稚園に通園させておられ、小学校に上がるときに友だちが

おられなくてとても大変な思いをされたということがありました。ぜひこのような例を紹介し助言をしていただきたいと思います。子どものためにぜひお願いしたいと思います。

教育長)

では要綱の内容はご理解いただけたいと思いますので採決を行います。議案第 22 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

続いて報告協議に入ります。生涯学習課から 1 の 11 月・12 月の行事予定について説明をお願いします。

生涯学習課長)

(報告・協議資料 2 ページにより説明する。)

教育長)

次に 2 学校適正配置についてお願いします。

学校教育課長)

資料 1 をご覧ください。先日行われました東部地域の第 2 回統合準備委員会の概要について報告します。7 月に行われて今回が第 2 回目です。先般の教育委員会議でご協議いただきました内容に基づき殿賀小学校の加入に伴う組織要項の改正、組織役員の改選が行われました。また各部会から 8 月以降の取組について報告がありました。さらに本日議案となっております学校設置条例改正の素地となる地域同意の形成が必要であろうということで同意書について検討をしました。最後に学校設置条例の改正について協議を行いました。この準備委員会を受けて翌日には殿賀では統合対策委員会を開催されておられます。今後は 2 月の第 3 回準備委員会に向けて各部会が準備及び協議を行っていく予定です。以上です。

教育長)

東部地域の統合準備委員会についての報告でしたが、何かご質問がありますか。

では 4 コミュニティースクールについて説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料 3 をもとにコミュニティースクールについて説明する。)

教育長)

学校運営協議会の一番の仕事というのは 1 枚目の上段の役割にある「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」です。ふつう学校経営目標などは校長が説明し理解してもらっただけなのですが、協議会が承認することで初めて学校の運営がスタートするというのが一番違うところです。

校長が懸念するのは 2 番目の学校運営について意見を述べるができることと 3 番目の教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができることです。

全国でまだ 7.6% というように聞いています。広島県では府中市、府中町、北広島町、尾道市の 4 市町です。全国では青森県、石川県、福井県がゼロです。県を挙げてやっているのが山口県です。今後皆さんと勉強させていただきたいと思います。今日は質問はお受けせずに読ん

でいただいて次回以降にしたいと思います。

5 その他、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料4により説明する。)

教育長)

何かご質問がございますか。

正山委員)

これは公立の高等学校ですか。

沖本主幹)

私立の学校も含めてすべてです。

清胤委員)

教師のほうが難しいですね。一つの発言でも受け取り方によって誤解されるということもありますから。新聞記事を扱うのも新聞社によって見方が違います。中立というのも難しいように思います。

教育長)

避けるようになる恐れもありますね。

それでは先ほど公開しないと決めた案件について、まず議案第21号安芸太田町学校設置条例等の一部改正について事務局からお願いします。

(非公開で審議を行う。)

教育長)

続きまして報告協議の3、12月補正予算について事務局から説明をお願いします。

(非公開で審議を行う。)

以上で本日の議題・協議は終了します。では事務局にお返しします。

沖本主幹)

次回の日程調整をお願いします。

(日程調整を行う。)

次回は12月17日9時30分から開催します。

教育長)

本日の平成27年第18回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午後5時48分 閉会)